政務調査費は 町民の税金!

政務調査費の返還を求める

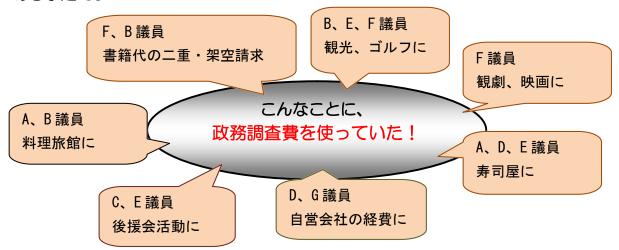
住民訴訟の経過

8名の町議の政務調査費の返還を求めて、住民訴訟を提起して約2年になります。 その間 10 回の裁判が行われましたが、未だ結審には至っていません。

昨年末に、裁判所を通じて 2 回の領収書提出要求をした領収書をすべて精査し、 各議員毎に、その政務調査費の使途の違法性、不当性を具体的に指摘した準備書 面を裁判所に提出しました。

3月4日の裁判で町側の弁護士は、「回答のあった議員は3名、残り5名の議員については、4月は選挙で忙しく、次回5月16日の裁判までに回答がでるかどうかわからない。」と申し立てをしました。

4 月に選挙があるのは、何年も前からわかっていたこと。選挙を理由に裁判をいたずらに引き伸ばすことは認められないことです。5 月 16 日の次回裁判までに、残る 5 名の議員から回答がなければ、その 5 名の議員については結審することを求める予定です。



政務調査費

地方議会の議員が、政策調査 研究等の活動のために支給される費用です。

> (津幡町は、議員1人に 年間30万円)

今まで津幡町議は、きちんとしたチェックなしで 政務調査費を使ってきました。



「風」は、8人の町議に対して過去5年分を、町へ返還するよう住民訴訟(裁判)をしています。